

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月18日(木曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時 4分 散会

付託事件

議案第8号, 議案第9号, 議案第10号, 議案第11号, 議案第12号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第17号, 議案第18号, 議案第19号, 議案第20号, 議案第21号, 議案第22号, 議案第23号, 議案第24号, 議案第25号, 議案第26号, 議案第27号, 議案第28号, 議案第32号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第33号, 議案第39号, 議案第40号, 議案第41号, 議案第42号, 議案第47号中第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款並びに第2表継続費補正中第10款, 議案第53号, 議案第56号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑭ 議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例
- ⑮ 議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑯ 議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ⑰ 議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ⑱ 議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例

- ⑲ 議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例
- ⑳ 議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ㉑ 議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ㉒ 議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉓ 議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉔ 議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算
- ㉕ 議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㉖ 議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㉗ 議案第42号 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㉘ 議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）
- ㉙ 議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）
- ㉚ 議案第56号 財産の取得について（学校教育用大型提示装置）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉事務所兼子ども課長	柴崎佳子君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	福祉総務課長	堀江博之君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	田中誠一君

保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼 保健衛生課長	前田亨君
保健所参事兼 保健予防課長	小林秀一郎君	保健医療部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健総務課長	小林かおり君	地域保健課長	龍田晴美君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事	橋義孝君	教育委員会 事務局教育部 参事	菊池浩康君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育研究 所長	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食 課長	小川佐栄子君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	野澤昌永君
放課後児童 課長	大和敦子君	中央図書館長	松本崇君
総合教育 研究所副所長	湯澤康一君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	富岡淳君	書記	昆節夫君

午前10時 2分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)に追加議案1件を加えた、議案第8号ほか29件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行い、そして22日月曜日に御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第8号ほか29件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月24日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

○袴塚委員 委員長ちょっといいですか。

○鈴木委員長 はい。

○袴塚委員 説明なんだけれども、条例はこの間もやっているからいいんだけれども、予算については、新たな事業については特に説明をしていただくようお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 今、袴塚委員さんからこのようなご指摘がありましたので、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いたします。新しい事業についての説明をお願いいたします。

それでは、平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 おはようございます。

それでは、議案書①113ページをお開き願います。

市議会議案第8号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市障害福祉サービス事業基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定をいたしまして、その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

それでは、(1)の基準省令に従い改正するものでございますが、項目アの業務継続計画の策定等につきましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容につきましては、感染症や非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施するなどの措置を講ずるものとするものでございます。3年間の経過措置を設けております。

項目イの衛生管理等につきましては、対象サービスは同じく障害福祉サービス全般でございます。改正の内容といたしましては、感染症の予防及び蔓延の防止に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施などの措置を講ずるものとするものでございます。こちらも3年間の経過措置期間を設けております。

項目ウの身体拘束の禁止につきましては、対象サービスは障害福祉サービス全般でございます。身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施などの措置を講ずるものとするものでございます。こちらは1年間の経過措置を設けております。

項目エの虐待の防止につきましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者設置などの措置を講ずるものでございます。こちらも1年間の経過措置を設けております。

項目オの職員の配置の基準につきましては、対象となるサービスは就労移行支援サービスでございます。改正の内容につきましては、就労支援員の常勤要件を廃止するものでございます。

項目カの情報通信機器を活用した委員会等の開催につきましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。委員会の開催について、情報通信機器を活用して行うことができるものとするという内容でございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

(2)の基準省令を参酌し改正するものにつきましては、項目アの障害福祉サービス事業者の一般原則といたしましては、対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるものとするという内容でございます。こちらも1年間の経過措置を設けております。

項目イの勤務体制の確保等につきましては、やはり、障害福祉サービス全般を対象としております。適切なサービスを確保する観点から、性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする内容でございます。

項目ウの職場への定着のための支援等の実施につきましては、生活介護、自立訓練、就労継続支援のサービスにつきましては、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連携調整に努めるものとするものでございます。就労移行支援サービスにつきましては、通常の事業所に新たに採用された利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連携調整を行うものとするという内容でございます。

項目エの運営状況に関する事項の評価等につきましては、対象となるサービスは就労継続支援A型のサービスでございます。年に1回以上、運営状況に関する事項を自ら評価し、公表するものとする内容でございます。

(3)といたしまして、その他、本市独自で改正するものにつきましては、項目アの電磁的記録による作成等でございます。対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容につきましては、アとして、条例の規定により書面で行うこととされている作成等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとするものでございます。また、イといたしまして、条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとするという内容でございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、5ページから15ページに新旧対照表、17ページに参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①117ページをお開き願います。

市議会議案第9号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。その他、本市独自に内容を規定するものでございます。

先ほどの条例から新たに加わる部分につきまして御説明をさせていただきます。

資料2ページをお開き願います。

(2)の基準省令を参酌し改正するもののうち、項目ウ、掲示についてでございます。対象となるサービスは障害福祉サービス全般でございます。改正の内容といたしましては、運営規程等を関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとするという内容でございます。

3ページの3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、7ページから27ページに新旧対照表を、29ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①123ページをお開き願います。

市議会議案第10号 水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市障害者支援施設基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

これまで御説明いたしました条例に新たに加わる項目はございません。

3ページの施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、7ページから13ページに新旧対照表を、15ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①127ページをお開き願います。

市議会議案第11号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市指定障害者支援施設等基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

これまで御説明させていただきました条例に新たに加わる項目はございません。

3ページの3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、7ページから14ページに新旧対照表を、15ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いい

たします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①131ページをお開き願います。

市議会議案第12号 水戸市地域活動支援センター基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市地域活動支援センター基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定をいたします。その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

これまで御説明させていただきました条例に新たに加わる項目はございません。

2ページ、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、5ページから9ページに新旧対照表を、11ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①133ページをお開き願います。

市議会議案第13号 水戸市福祉ホーム基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市福祉ホーム基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものにつきましては、基準省令のとおり規定し、その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

これまで御説明させていただきました条例に新たに加わる項目はございません。

2ページの3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、3ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、5ページから8ページに新旧対照表を、9ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたし

ます。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書①135ページをお開き願います。

市議会議案第14号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、障害福祉課提出の参考資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市指定通所支援事業等基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定し、その他、本市独自の内容を規定するものでございます。

では、(1)の基準省令に従い改正するものについてでございますが、項目アの従業員の員数につきましては、対象サービスといたしましては指定児童発達支援、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスについてでございます。改正の内容といたしましては、従業員要件から障害福祉サービス経験者を削除するものでございます。

また、(ア)といたしまして、医療的ケアが必要な障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くものとする。ただし、医療機関等との連携により看護職員を訪問させる場合、喀たん吸引等のみを要する障害児が利用する場合に当該行為を行う介護福祉士として登録された者を置く場合には、看護職員を置かないことができるものとするものでございます。

また、(イ)といたしまして、看護職員を置いた場合は、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員または保育士の合計数に含められることとするものでございます。ただし、機能訓練担当職員も含めて児童指導員または保育士として配置する者のうち半数以上は児童指導員または保育士でなければならないものとするという内容でございます。

その他につきましては、これまでも御説明いたしました条例に新たに加わる項目はございません。

3ページ、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、資料につきましては、5ページに障害福祉サービス等との関係についてまとめた表を、7ページから28ページに新旧対照表を、29ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、議案書①の141ページをお開き願います。

市議会議案第15号 水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例につきまして、高齢福祉課提出の資料により説明いたします。

1の改正理由につきましては、国が定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市軽費老人ホーム基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、障害福祉課所管の条例の内容と同様の内容がございますので、重複していないものについてのみ御説明いたします。

まず、(1)基準省令に従い改正するものとしたしましては、項目ウ、事故発生防止及び発生時の対応といたしまして、事故の発生、またはその再発を防止するため、担当者を設置する措置を講ずるものとするものでございます。こちらにつきましては6か月の経過措置期間を設けてございます。

続きまして、(2)基準省令を参酌し改正するものとしたしましては、項目イの勤務体制の確保等といたしまして、こちら認知症対応力の向上を目的といたしまして、職員に対し認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるための措置を講ずるものとするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を添付してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、議案書①の143ページをお開き願います。

市議会議案第16号 水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例につきまして、高齢福祉課提出の資料によりご説明いたします。

1の改正理由につきましては、国が定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市養護老人ホーム基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、今までの説明と重複していないもののみについて御説明いたします。

(1)の基準省令に従い改正するものにつきましては、項目アといたしまして、職員の配置の基準としてサテライト型養護老人ホームは、入所者の処遇が適切に行われていると認めるときは、生活相談員、栄養士または調理員、事務員その他の職員を置かないことができることとするものでございます。

続きまして、(2)につきましては重複していないものはございません。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を添付してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、議案書①の145ページをお開き願います。

市議会議案第17号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例につきまして、高齢福祉課提出の資料によりご説明をいたします。

1の改正理由につきましては、国が定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市特別養護老人ホーム基準条例について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、今までの説明と重複していないものについて御説明いたします。

(1)の基準省令に従い改正するものにつきましては、項目ア、職員の専従といたしまして、特別養護老人ホームの職員、こちらのホームにつきましては、ユニット型個室と従来型多床室を併設している場合の施設になってございます。こちらの職員につきましては、入所者の処遇に支障がない場合は専従でなくてもよいとするものでございます。

続きまして、項目カ、設備の基準といたしまして、(ア)ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの1のユニットの入居の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするものでございます。(イ)ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの居室について、こちらの居室につきましては、現在水戸市にはございませんけれども、一般的にユニット型個室的多床室といわれる施設でございます。こちらの居室につきましては、現在、ユニット型というのは、一般的に全部個室として壁が一面に張ってあるものですが、こちらのユニット型個室的多床室につきましては、天井まで壁がいていない、ふさがっていない状態の個室になってございます。こちらの個室につきましては、改修した場合における居室の区切りの特例規定を廃止するというものでございます。

続きまして、項目キ、職員の配置の基準につきましては、(ア)地域密着型特別養護老人ホームは、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効率的な運営ができる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができるものとするものでございます。

そのほか、重複していないものはございません。

3の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

また、3ページから13ページに新旧対照表、15ページに参照条文を添付してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の149ページでございます。

市議会議案第18号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料によりご説明させていただきます。

まず、1の改正理由でございます。国が定めるサービス等の基準の改正に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容といしましては、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定するものでございまして、以下、これまでの説明の中で重複しない項目についてのみ説明させていただきます。

まず、(1)の基準省令に従い改正するものでは、1ページ目一番下のエでございます。従業者の員数でございますが、短期入所生活介護に適用でございます。(7)としまして、生活相談員のうち1人は常勤でなければならないことといたします。(イ)としまして、介護職員または看護職員のうちいずれか1人は常勤でなければならないものといたします。なお、定員20人未満の併設事業所の場合、基準の緩和を図るところでございます。

ページを返していただきまして、(ウ)でございます。

看護職員を配置しなかった場合でありましても必要がある場合には、看護職員を病院等との連携により確保することといたします。

次に、(2)の基準省令を参酌し改正するものの説明に移らせていただきます。

一番最初のア、指定居宅サービスの事業の一般原則としまして、こちらは全居宅サービスに適用となります。このうち、改正の内容につきましては、(イ)でございます。サービスを提供するに当たりましては、介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないものといたします。

2ページ、一番下のエでございます。地域との連携等でございます。対象サービスは訪問介護、その他御覧のサービスでございます。中身につきましては、事業所と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならないといたします。

3ページをお願いいたします。

通所介護の部分でございます。この事業の運営に当たりましては、地域との交流に努めなければならないものといたします。

次のオ、指定居宅療養管理指導の具体的方針としまして、こちら医師とか薬剤師などが訪問によって行う指導のことでございます。今回は、薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針について、適切なサービス提供のために必要がある場合などは、事業者に対し必要な情報提供、または助言を行うことといたします。情報提供または助言につきましては、サービス担当者会議への参加により行うことといたしますけれども、

それが困難な場合は、内容を記載した文書を事業者に交付することといたします。

あと、3番、施行期日につきましては、令和3年4月1日。

次に、5ページにはサービスの内容と条例との関係を示しました参考資料を示させていただいております。また、7ページに新旧対照表、29ページに参照条文がございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の157ページでございます。

市議会議案第19号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料により説明させていただきます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、今ほど説明した内容と趣旨を同じくするところでございます。改正の内容は、これまでのものと重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

3ページでございます。

3ページの一番下の施行期日につきましては、令和3年4月1日。

また、5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、27ページに参照条文を記載してございますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①165ページでございます。

市議会議案第20号 水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料により説明させていただきます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまでのものと趣旨は同じでございます。重複するものを除き説明させていただきます。

まず、(1)の基準省令に従い改正するものとしまして、一番下のエ、従業者の員数でございます。こちら対象サービスとして夜間対応型訪問介護としております。改正の内容は、(ア)としまして、オペレーターにつきまして訪問介護員等と兼務を可能とするものとしまして、(イ)としまして、他の訪問看護事業所等に事業の一部を委託を可能とするところでございます。(ウ)としまして、複数の事業所間で随時対応サービスの集約化を可能といたします。

ページを返していただきまして、2ページでございます。

サービスが変わります。次は、小規模多機能型居宅介護でございます。こちらの改正内容につきましては、介護老人福祉施設等を併設する場合におきまして、管理上支障がない場合は、管理者、介護職員の兼務を可能とするところでございます。

次は、認知症対応型共同生活介護，グループホームでございます。こちらにつきましては、(ア)としまして、認知症グループホームの夜間深夜時間帯の職員体制につきまして、3ユニットの場合であって、速やかな対応が可能な構造である場合は、利用者の安全が確保されているときは夜間2人以上の配置に緩和することといたします。(イ)としまして、サテライト型事業所は、介護支援専門員に代えまして規則で定める研修を終了したものを計画作成担当者とするものといたします。(ウ)としまして、認知症グループホームにおいて介護支援専門員である計画作成担当者の配置につきまして、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和することといたします。

次は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。こちら、定員29人以下の小規模な特養となっております。まず、(ア)としまして、栄養士の配置につきましては、栄養士または管理栄養士の配置を位置づけることといたします。二つ飛んでいただきまして(エ)でございます。従来型とユニット型を併設する場合におきまして、介護・看護職員を兼務することができることといたします。

次のオの管理者でございます。対象となるサービスは、共用型認知症対応型通所介護につきましては、改正の内容といたしまして、事業所の管理上支障がない場合は、管理者が職務に従事することができるということといたします。

次の認知症対応型共同生活介護につきましては、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、本事業者の管理者をもって充てることといたします。

カの設備に関する基準につきましては、こちらは認知症対応型生活介護でございます。改正の中身は、ユニット数につきまして、ちょっと次のページに飛びますが、1人以上3人以下ということでさせていただきます。

次に、(2)の基準省令を参酌し改正するものに移らせていただきます。

3ページ一番下になります。オの定員の遵守等でございます。対象サービスは小規模多機能型居宅介護でございます。改正の内容は、地域の実情により事業所の効率的運営に必要があると市長が認めた場合、一定の期間に限り、利用定員を超えることができることといたします。

4ページでございます。上のカでございます。指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針でございます。こちらグループホームが対象でございます。改正の内容は、自ら評価を行うとともに、外部または運営推進会議のいずれかの定期的な評価を受けなければならないものといたします。

一つ飛んで、クの口腔衛生の管理につきましては、対象は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。改正の内容は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を行わなければならないものといたします。こちらにつきましては3年の経過措置を設けるものでございます。

あとはございません。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日。

以下、5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、37ページに参照条文を記載してございますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正す

る条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の175ページでございます。

市議会議案第21号 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料により説明させていただきます。

1の改正理由、2の改正内容につきましては、これまでのものと趣旨は同様でございます。改正の内容につきましても、これまでのものと重複するため説明は省略させていただきます。

あと、3ページの最後で、施行期日は令和3年4月1日とさせていただきます。

以下、5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、21ページに参照条文でございますので、御参照願います。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の179ページでございます。

市議会議案第22号 水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料により説明させていただきます。

1、改正理由、2の主な改正内容につきましては、これまでのものと趣旨は同じでございます。重複しないものについて御説明いたします。

まず、(1)の基準省令に従い改正するものとしたしまして、アの管理者につきましては、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることといたします。ただし、主任介護支援専門員の確保が難しい、著しく困難である等やむを得ない場合につきましては、管理者を介護支援専門員とするという扱いを可能といたします。

イとしまして、管理者に係る経過措置でございます。令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所につきましては、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を、令和9年3月31日まで猶予することといたします。

ウとしまして、内容及び手続の説明並びに契約の締結でございます。次の内容について利用者に説明を行うことを新たに求めることとするものでございます。まず、(ア)の前6月間に作成したケアプランにおけます訪問介護等の各サービスの割合。あと、(イ)としまして、前6か月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護等の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合でございます。

次に、エとしまして、指定居宅介護支援事業所の具体取扱方針でございます。訪問介護に係るサービス費がサービス費の総額に占める割合が一定水準以上である場合、市からの求めに応じて利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないことといたします。

以下、重複するところでございますので、次は、3ページをお願いいたします。

3の施行期日でございます。令和3年4月1日とするところでございますが、今方、御説明しました2の

(1)の表イに掲げます管理者に係る経過措置の改正につきましては公布の日から、2(1)表エに掲げました一定水準以上の訪問介護の利用に係る届出の改正につきましては、令和3年10月1日からとさせていただきます。

以下、5ページに参考資料、7ページに新旧対照表、13ページに参照条文を記載してございます。

なお、本件につきましては、さきの委員会におきまして資料の請求がございましたので、15ページに添付させていただきます。こちらの説明もあわせてやらせていただきたいと思います。

15ページをお願いいたします。

こちら、ただいま説明しました資料の1ページ、2(1)、イにありました管理者に係る経過措置でございます。居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を、当初の期限でありました令和3年3月31日から令和9年3月31日まで、6年間猶予するということについての資料請求でございましたので、主任介護支援専門員につきまして御説明いたしたいと思えます。

まず、1の、まずは主任介護支援専門員とは何ぞやというところでございます。介護支援専門員、ケアマネジャーと呼ばれるものでございますが、こちらのうち地域においてリーダー的な役割を担うための知識及び技術を修得することを目的として行われる都道府県が主催する研修を修了した方でございます。

なお、主任介護支援専門員研修の受験要件は、介護支援専門員更新研修修了者であって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算で5年以上に該当する方となっております。

2としまして、市内居宅介護支援事業所に従事する主任介護支援専門員の状況でございます。こちら昨年末の状況で御報告させていただきます。

まず、(1)としまして、市内居宅介護支援事業所の数といたしましては、総数105事業所でございます。(2)としまして、そのうち主任介護支援専門員は111名在籍してございます。(3)として、主任介護支援専門員がいる事業所の数としましては72事業所でございます。(4)としまして、管理者が主任介護支援専門員の事業所数につきましては、こちら68事業所ということでございますので、現在の充足率は65%、37事業所がまだ未配置というような状況でございます。

最後に、主任介護支援専門員の今後の増加見込みということでございましたが、将来のことは見通すことはちょっと難しいものがございましたので、3として、過去5年間の主任介護支援専門員研修修了者数の推移についてお示しさせていただいております。御覧のとおり、資格取得者は確実に増加しております。6年間の猶予期間中に、全ての事業所の管理者が主任介護支援専門員となることは十分可能であるというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①183ページでございます。

市議会議案第23号 水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料によりご説明させていただきます。

1, 改正理由, 2の主な改正内容につきましては, これまでの趣旨と同様でございます。改正の内容につきましてもこれまでの説明と重複するものでございますので, 説明を省略させていただきます。

2ページの3でございます。施行期日が令和3年4月1日。

以下, 3ページに参考資料, 5ページに新旧対照表, 9ページに参照条文となっておりますので, 御参照願います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に, 議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の185ページでございます。

市議会議案第24号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例につきまして, 介護保険課提出の資料によりご説明させていただきます。こちら, 特別養護老人ホームと同様の施設となっております。

1の改正理由, 2の主な改正内容につきましては, これまでの趣旨と同じでございます。また改正の内容につきましても重複するものでございますので, 説明は省略させていただきます。

2ページが一番下の3の施行期日につきましては, 令和3年4月1日。

以下, 3ページに参考資料, 5ページに新旧対照表, 15ページに参照条文を記載してございますので, 御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の189ページでございます。

市議会議案第25号 水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例につきまして, 介護保険課の資料を御覧ください。

1の改正理由, 2の主な改正内容につきまして, 趣旨はこれまでの説明と同様であり, また改正の内容につきましてもこれまでの説明と重複するものでございますので, 説明は省略させていただきます。

また, 2ページに施行期日としまして, 令和3年4月1日。

以下, 3ページに参考資料, 5ページに新旧対照表, 15ページに参照条文を記載してございますので, 御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例について, 執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の193ページでございます。

市議会議案第26号 水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例でございます。こちら介護つきの病院でございます。

1の改正理由、2の主な改正内容につきましてはこれまでの趣旨と同じであり、また改正の内容につきましても重複するものでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページに、施行期日としまして、令和3年4月1日。

以下、3ページに参考資料、5ページに新旧対照表、13ページに参照条文を記載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の197ページでございます。

市議会議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険課提出の資料によりご説明させていただきます。

1の改正理由でございます。

令和3年度から令和5年度までの各年度におけます65歳以上の方であります第1号被保険者の保険料率を定めるほか、関係法令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。

(1)第1号被保険者の保険料率の設定といたしましては、介護保険に係るサービスの必要量等に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料を定めるものでございます。

(2)保険料段階の判定に用います合計所得金額に係る改正でございますが、こちら保険料の第7段階から第9段階までの保険料段階の判定に用いる合計所得金額を改めるものでございます。また、関係税法の改正に伴いまして、合計所得金額から控除すべき金額について所要の改正を行います。

3、施行期日としまして、令和3年4月1日としております。

なお、2ページをお願いいたします。

2ページに参考資料といたしまして、介護保険料の改正の内容につきまして記載してございます。表の見方は、一番左側は保険料段階全12段階でございます。それと、次に対象者と、あと基準額に対する割合、あと、右側に保険料率につきまして、上段が年額、下段が月額ということで、現行と改正案ということで表記してございます。真ん中、太枠の5段階が基準額となっております。こちら現行の年数7万800円から、7万3,200円と2,400円の増、月額にしますと5,900円から6,100円ということで、200円増ということで3.4%の増とするものでございます。

一番下の米書きのところでございます。

保険料段階の判定に用います合計所得金額を改めさせていただきます。こちらは国が定める基準に倣い定めるものでございまして、第7段階から第9段階の方のうち網かけで示しました金額を改正いたします。9段階の方が8段階、8段階の方が7段階になる、保険料が下がる方がいらっしゃるというような中身でござ

ございます。

以下、3ページに新旧対照表、7ページに参照条文を記載してございますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の199ページをお開き願います。

市議会議案第28号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例につきまして、子ども課提出資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市児童福祉施設基準条例における職員基準の規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、3ページの新旧対照表を御覧いただきまして、児童福祉法において条例で定めることとされております、母子生活支援施設に配置する職員のうち、入所する母子にカウンセリング等を実施する心理療法担当職員に係る要件につきまして、これまでの大学に加え、大学院において心理学を専攻する研究科もしくはこれに相当する課程を修了した者を加えるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日は令和3年4月1日でございます。

5ページに参照条文を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、執行部から順次説明を願います。

○堀江福祉総務課長 それでは、議案書①の207ページをお開き願います。

市議会議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算について御説明いたします。

内容につきましては、議案書②の説明書により御説明いたします。

108、109ページをお開き願います。

まず、民生費になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、前年度比2.7%の増でございます。主な経費といたしまして、109ページ、説明欄の一番下の丸印、社会福祉経費につきましては、地域福祉推進のための経費のほか、社会福祉各種団体への補助などの経費でございます。

ページを返していただき、110ページ、111ページをお開き願います。

上から2つ目の丸印、民生委員経費につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する助成などに要する経費でございます。

中段にあります丸印、福祉ボランティア会館運営経費につきましては、施設の運営管理を行う指定管理者への委託料などでございます。

ページを返していただき、112ページ、113ページをお開き願います。

一番上の丸印、生活困窮者自立支援経費につきましては、生活困窮者自立支援事業に係る事務事業委託や住居確保給付金の執行に要する経費でございます。

丸印4番目の少子対策経費につきましては、結婚支援に係る経費でございます。

その2つ下の丸印、母子・父子福祉対策費につきましては、独り親世帯に対する就業支援等に係る経費でございます。

その2つ下の丸印、福祉指導経費につきましては、社会福祉施設等に対する一般検査、実施指導等に係る経費でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2目障害福祉費につきましては、対前年度比1.7%増でございます。主な内容といたしましては、112、113ページ、最下段の障害福祉経費につきましては障害者就労支援事業や生活介護事業の委託、福祉団体への助成等に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、114、115ページをお開き願います。

2番目の丸の障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスの給付費等に要する経費でございます。

9番目の丸の総合福祉作業施設運営経費から精神障害者社会復帰施設運営経費につきましては、指定管理に伴う施設の運営管理や業務委託に要する経費でございます。

次の障害者福祉施設整備事業費につきましては、既存の施設の防犯対策等に対する補助に要する経費でございます。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、前年度比2.9%の増となっております。主な内容といたしまして、ページを返していただきまして、117ページ、2つ目の丸、高齢者生活支援経費につきましては、法人後見支援事業等に要する経費となっております。

その2つ下の丸、高齢者福祉施設経費につきましては、市内7か所のいきいき交流センターの維持管理運営等の経費となっております。

また、その下の丸、(仮称)西部いきいき交流センター建設事業費につきましては、こちらは令和元年、2年にかけて基本実施設計が完了いたしまして、令和3年度から本体工事に着工する経費となっております。

以上でございます。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 続きまして、4目国民年金費は、前年度比6.7%の増でございます。主な内容といたしましては、国民年金事務に要する職員給与費及び会計年度任用職員給与、事務費等でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、118ページ、119ページをお開き願います。

5目老人ホーム費につきましては、昨年度比0.6%の増となっております。主な内容といたしましては、老人ホーム運営費といたしまして、開江老人ホームの管理運営費となっております。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 続きまして、6目医療福祉費は、前年度比1.3%の増ございま

す。主な内容としたしましては、子どもや妊産婦、母子父子及び重度心身障害者に対する医療費助成事業であります。医療福祉費事務に要する人件費及び扶助費、事務費等でございます。増額の主な理由としたしましては、昨年10月から実施しております高校生相当の18歳までの子どもに係る外来等への医療費助成費を、令和3年度におきましては12か月分計上したことなどにより、扶助費が増額になったことなどによるものでございます。

7目後期高齢者医療費は、前年度比1.8%の増でございます。主な内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金、高齢者の健康診査業務委託及び人間ドック補助金、さらには後期高齢者医療会計への繰出金でございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、120、121ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、前年度比9.5%の増となっております。主な内容としたしましては、5つ目の丸、子育て支援経費につきましては、市民センター子育て広場全34か所の利用に要する経費など、また、次の丸の子育て支援・多世代交流センター運営経費は、「わんぱく・みと」及び「はみんぐぱく・みと」の指定管理による管理運営に伴う経費でございます。

ページを返していただきまして、122、123ページ、2つ目の丸の子ども発達支援センター運営経費につきましては、子ども発達支援センター及び新たに設置する五軒分室の管理運営に要する経費。次の丸の障害児福祉経費につきましては、在宅で重度の障害のある児童の保護者に対する特別児童扶養手当や、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業に要する経費等となっております。

続きまして、2目児童扶助費につきましては、前年度比2.1%の減となっております。主な内容としたしましては、中学校卒業までのお子さんのいる世帯の児童手当、ひとり親家庭等への児童扶養手当及び親が死亡した児童の養育者への遺児養育手当の支給に要する経費となっております。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目保育所費でございます。前年度比0.8%の増でございます。主な内容につきましては、保育所入所事務に要する職員や会計年度任用職員の給与費のほか、市立保育所運営関係経費に要する職員や会計年度任用職員の経費、また、ページ124、125ページにありますとおり、民間の保育所や小規模保育事業など、地域型保育事業等に対する施設型給付費、さらに、民間保育施設整備事業に係る補助金等でございます。

○大和放課後児童課長 続きまして、4目放課後児童費につきましては、前年度比6.6%の増となっております。主な内容としたしましては、保護者が仕事などで留守家庭となる児童に対し、放課後等に安全で健やかな生活の場を提供する開放学級や学童クラブなど、放課後児童健全育成事業に要する経費でございます。

○野澤生涯学習課長 次に、126、127ページを御覧ください。

5目青少年健全育成費につきましては、前年度比0.4%の減でございます。主な内容としたしましては、子ども会活動に要する経費及び青少年相談員、青少年育成推進会議等に係る経費でございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、前年度比1.1%の増となっております。主なものとしたしましては、生活保護事務を執行する職員の給与、会計年

度職員の報酬や事務執行に要する経費でございます。

続きまして、128、129ページをお開き願います。

2目生活保護扶助費につきましては、前年度比0.7%増となっております。主なものといたしましては、生活保護の生活扶助や医療扶助などに要する経費でございます。

○堀江福祉総務課長 続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、2つ目の丸印、災害援護費につきましては、災害時の被災者に対する見舞金や弔慰金に要する経費でございます。

○小林保健総務課長 続きまして、130、131ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健所費、1目保健所管理費につきましては、前年度比24.4%の増でございます。主な内容として、保健所職員の給与費及び保健所運営管理に要する経費でございます。主な増額理由として、新型コロナワクチン事業室の新設に伴う職員給与費の増によるものでございます。

続きまして、2目医薬費につきましては、前年度比5.7%の増でございます。主な内容として、医事薬事経費の医療機関等の監視指導に係る経費のほか、ページを返していただきまして、132、133ページをお開き願います。地域医療経費につきましては、医療機関や関係団体に対する補助、医師修学資金貸与事業など、医師確保対策の経費でございます。

続きまして、3目保健衛生費につきましては、前年度比4.2%の減でございます。主な内容として、食品衛生経費の食品営業の許可及び監視指導などに係る経費など、また、衛生検査経費の食中毒や屠畜に係る検査の経費でございます。

続きまして、4目母子保健費につきましては、前年度比16.9%の減でございます。主な内容として、産前産後支援センター「すまいるママと」の運営や、妊産婦の健診に要する経費など、ページを返していただきまして、134、135ページをお開き願います。乳幼児健康診査相談経費につきましては、1歳6か月健診後、集団健診から個別健診に変更する経費などとなっております。

続きまして、5目健康増進費につきましては、前年度比11.2%の増でございます。主な内容として、健康診査やがん検診の実施に要する経費などで、新規として、集団健康診査等についてウェブ及び電話による事前予約制を導入してまいります。

続きまして、6目保健予防費につきましては、前年度比31%の増でございます。増額理由として、ページを返していただきまして、136、137ページをお開き願います。新型コロナウイルス感染症対策経費につきましては、保健所及び医療機関における検査体制を確保するとともに、入院医療費の公費負担等を実施することによる増加であります。

続きまして、7目動物愛護センター費につきましては、前年度比16.3%の増でございます。主な内容として、動物愛護センターの職員給与費及び動物愛護センターの運営経費などのほか、ページを返していただきまして、138、139ページをお開き願います。動物愛護推進経費の動物愛護の普及啓発や犬猫の不妊去勢手術費の補助に要する経費などがございます。

続きまして、8目診療所費につきましては、前年度比1.7%の増でございます。主な内容として、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に要する経費でございます。

以上でございます。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 続きまして、190、191ページをお開き願います。
第10款教育費について御説明をいたします。

1項教育総務費、1目教育委員会費につきましては、前年度比5.9%の増でございます。主な内容としたしましては、教育委員の報酬等に要する経費でございます。

続きまして、ページを返して、192、193ページをお開き願います。

2目事務局費につきましては、前年度比1.0%の減でございます。主な内容としたしましては、1つ目の丸から4つ目の丸までが教育委員会事務局の運営管理に要する職員給与費などの人件費でございます。また、7つ目の丸、ページの中段の学校管理経費につきましては、就学事務に要する経費のほか、新たな事業としたしまして、学校で発生する様々な問題に対し、学校が弁護士に直接相談できる体制を整備する経費などがございます。その下の丸、私立学校助成費につきましては、私立の小中学校及び高等学校などに対する運営費補助でございます。その下の丸、学校保健管理費につきましては、就学時健康診断に要する経費や、学校での児童、生徒のけがなどに対する給付を行うための共済加入負担金などの経費でございます。

以上でございます。

○湯澤総合教育研究所副所長 続きまして、194ページ、195ページをお開き願います。

3目総合教育研究所費につきましては、前年度比2.4%の増でございます。主な内容としたしまして、総合教育研究所職員給与費、また、全校に配置しております学力向上サポーターや、英語指導助手などの会計年度任用職員に要する給与費のほか、水戸スタイルの教育推進経費として、1人1台端末と連携した総合学力調査の実施など、学力向上に向けた各施策やICT支援員10名の業務委託を含むICT教育の推進、水戸芸術館と連携した芸術教育、いじめ防止に関する施策など、特色ある水戸の教育の推進に要する経費のほか、教職員研修及び教育相談に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、196ページ、197ページをお開き願います。

2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、前年度から4.4%の減でございます。主な経費としたしましては、小学校運営管理に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、各小学校の運営に要する需用費、委託料などがございます。

以上でございます。

○細谷学校管理課長 続きまして、198、199ページをお開き願います。

2目小学校教育振興費につきましては、前年度比4.0%の減でございます。主な内容としたしましては、要保護及び準要保護児童に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、3目小学校建設費につきましては、前年度から30.1%の減でございます。主な減額理由としたしましては、199ページの説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業のうち、令和2年度にトイレ洋式化を加速したことによる整備校の減少や、2つ目の丸、見川小学校校舎改築事業の校舎建設完了等によるものでございます。また、4つ目の丸、笠原小学校校舎増築事業（2期）の工事請負費、5つ目の丸、吉沢小学校校舎増築事業の工事請負費を新規で計上しています。笠原小学校の2期につきましては、児童数の増加による増築を行うもので、既に1期目の着手をしているところでございますが、今回計上いたしましたのは別棟の校舎で、2期目として建設するものでございます。吉沢

小学校につきましては、笠原小学校同様、児童数増加による校舎の増築を行うものでございます。

以上でございます。

続きまして、200ページ、201ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、前年度から1.8%の増でございます。主な経費といたしましては、中学校運営管理に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、各中学校の運営に要する需用費、委託料などでございます。

以上でございます。

○細谷学校管理課長 続きまして、202、203ページをお開き願います。

2目中学校教育振興費につきましては、前年度比5.1%の減でございます。主な内容といたしましては、要保護及び準要保護生徒に対する就学援助費の支給に要する経費でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、3目中学校建設費につきましては、前年度から46.2%の減でございます。主な減額理由といたしましては、1つ目の丸、中学校施設設備整備事業のうち、令和2年度にトイレ洋式化を加速したことによる整備校の減少等によるものでございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、前年度比10%の減でございます。減額の理由といたしまして、2園の幼稚園の廃止によるものでございます。主な内容につきましては、市立幼稚園運営管理に要する職員給与のほか、幼稚園運営管理経費といたしまして各種幼稚園の運営に要する消耗品、光熱費などの需用費、施設の維持管理に係る委託費に要する経費でございます。

以上でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2目幼稚園建設費につきましては、工事請負費といたしまして計上しております。前年度からの増減はございません。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目私立幼稚園費につきましては、前年度比5.5%の増となっております。私立幼稚園に対する施設型給付に要する経費でございます。増加の理由につきましては、保育の必要な2号認定の子どもの増加によるものでございます。

以上でございます。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして、206ページ、207ページをお開き願います。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、対前年度比86.7%の減でございます。減額の原因は、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事が終了したことなどによるものでございまして、主な内容といたしましては、各種生涯学習講座に要する経費、ヒカリモの生息地調査や観察地整備など、文化財保護に要する経費でございます。

○松本中央図書館長 続きまして、2目図書館費につきましては、前年度比1.1%の増でございます。主な内容でございますが、職員及び会計年度任用職員の給与費、地区図書館5館の指定管理料、学校図書館支

援に要する経費，図書館資料等購入費でございます。

説明は以上でございます。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして，208ページ，209ページをお開き願います。

3目博物館費につきましては，対前年度比5.7%の減でございます。主な内容といたしましては，職員と会計年度任用職員の給与費や，特別展や企画展などの開催に要する経費などでございます。

○野澤生涯学習課長 次に，210，211ページを御覧ください。

4目青少年活動促進費につきましては，前年度比20.6%の増でございます。主な内容といたしましては，姉妹都市友好少年研修事業や各種青少年関連事業への補助金，放課後子ども教室に要する経費等でございます。

次に，5目少年自然の家費につきましては，前年度比4.4%の増でございます。主な内容といたしましては，職員給与費，少年自然の家の運営管理に関する経費でございます。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 続きまして，212ページ，213ページをお開き願います。

6目大串貝塚ふれあい公園費につきましては，対前年度比10.2%の増でございます。主な内容といたしましては，職員や会計年度任用職員の給与費や，大串貝塚ふれあい公園の運営費や埋蔵文化財の発掘調査などに要する経費でございます。

○野澤生涯学習課長 次に，214，215ページを御覧ください。

7目みと好文カレッジ費につきましては，前年度比8.9%の増でございます。主な内容といたしましては，職員給与費，各種主催講座，家庭教育支援事業等に要する経費等でございます。

○小川学校保健給食課長 続きまして，資料218ページ，219ページをお開き願います。

6項保健体育費，3目学校給食共同調理場費につきましては，対前年度比13%の増でございます。主な内容といたしましては，学校給食共同調理場の職員や会計年度任用職員の給与費及び学校給食調理等業務委託など，学校給食共同調理場の運営に要する経費でございます。主な増額の理由につきましては，渡里小学校及び酒門小学校が，長寿命化工事に伴いまして調理等の受配校となりますことから，2校分の調理等業務委託料及び賄い材料費が増額となるものでございます。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして，234，235ページをお開きください。

継続費の調書について御説明いたします。

3款民生費，1項社会福祉費，（仮称）西部いきいき交流センター建設事業につきましては，令和3年度から5年度の3か年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は7億1,500万円，令和3年度の年割額は1億3,800万円で，総額に対する進捗率は19.3%を見込んでおります。

○和田学校施設課長 続きまして，236，237ページをお開きください。

10款教育費，2項小学校費，2段目の笠原小学校校舎増築事業（2期）につきましては，令和3年度及び4年度の2か年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は9億200万円，令和3年度の年

割額は3億3,200万円で、総額に対する進捗率は36.8%を見込んでおります。

同じく、3段目の吉沢小学校校舎増築事業につきましては、令和3年度及び4年度の2か年継続事業として実施する予定でございます。総事業費は6億900万円、令和3年度の年割額は2億1,600万円で、総額に対する進捗率は35.5%を見込んでおります。

以上でございます。

○**小林保健総務課長** 続きまして、242, 243ページをお開き願います。

債務負担行為についてでございます。1段目の医師修学資金貸与に係る債務負担令和3年度分につきましては、令和4年度の対象者を令和3年度中に決定する必要があることから、限度額を4,520万円、期間を令和9年度までとし、債務負担を計上するものでございます。

2段目の医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、開設に係る補助の交付決定から医療機関の整備完了まで複数年かかることが見込まれることから、限度額を9,000万円、期間を令和11年度までとして債務負担を計上するものでございます。

以上でございます。

○**鈴木委員長** 次に、議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○**川津保健医療部参事兼国保年金課長** それでは、議案書①の217ページをお開き願います。

市議会議案第33号 令和3年度水戸市国民健康保険会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を、前年度比0.3%減の223億9,400万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書②の250, 251ページ及び252, 253ページを御覧願います。

1款1項国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分をあわせた国保税の収納額で、被保険者数の減少等によりまして前年度比0.4%の減となっております。

4款1項1目特定健康診査等負担金は、特定健康診査等の実績に応じて国、県の負担金をあわせて県から交付される負担金で、前年度比7.1%の増となっております。

続きまして、254, 255ページをお開き願います。

4款2項1目保険給付費等交付金は、水戸市が支給した被保険者の医療費に係る保険給付費等につきまして県から交付される交付金でございまして、前年度とほぼ同額となっております。

5款1項1目一般会計繰入金は、前年度比3.3%の減でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国保税軽減分などを交付費で補填するものでございます。その他繰入金は、職員給与費や事務費などの総務費のほか、出産育児一時金などの財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

ページを返していただきまして、256, 257ページを御覧願います。

7款1項延滞金・加算金及び過料は、国保税を滞納した場合の延滞金等で、前年度と同額となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

議案書②の260、261ページをお開き願います。

1款1項総務管理費は、前年度比3.7%の減となっております。主な内容といたしましては、一般管理費に要する職員給与費、会計年度任用職員給与費、事務費及び国保連合会への負担金でございます。なお、県におきましては、国保運営協議会におきまして県内市町村の国保税の算定方式を均等割と所得割の2方式とし、令和4年度からの統一を目指すとしたことから、これに係るシステムの改修費を新たに計上してございます。

2項徴税費は、前年度比6.2%の増となっております。主な内容といたしましては、国保税の課税事務に要する職員給与費及び事務費でございます。

続きまして、264、265ページをお開き願います。

2款1項療養諸費は、前年度とほぼ同額となっております。内容といたしましては、医療機関等に支払う療養給付費でございます。

2款2項1目出産育児一時金は、出産等に係る妊産婦の経済的負担を軽減するため原則42万円を助成するものでございまして、出生数の減少が見込まれることから、前年度と比べ16.7%の減となっております。

ページを返していただきまして、266、267ページをお開き願います。

2款4項高額療養諸費は、前年度比1.5%の減となっております。被保険者が高額な医療を受け、医療費の自己負担が限度額を超えた場合にその超えた額を支給するものでございます。

ページを返していただきまして、268、269ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあり、その療養のため労務に復すことができない被保険者に、その期間に係る給与見込額の一部を令和3年6月30日まで支給対象期間を延長して支給するものでございます。なお、令和3年2月末現在の状況は、支給件数が7件、支給額は約96万円となっております。

3款1項医療給付費納付金、2項後期高齢者支援金等納付金及び、ページを返していただきまして、3項介護納付金納付金は、県に納付する国民健康保険事業費納付金で、前年度比0.8%減となっております。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、前年度比1.4%の減となっております。主な内容といたしましては、医療保険に義務づけられております特定健康診査及び特定保健指導の委託料等でございます。

ページを返していただきまして、272、273ページをお願いいたします。

5款2項1目保健衛生普及費は、前年度比5.6%の減となっております。主な内容といたしましては、2つ目の丸の生活習慣病予防健診助成費といたしまして、人間ドック受診への補助金となっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、議案書①の239ページをお開き願います。

市議会議案第39号 令和3年度水戸市介護保険会計予算について御説明いたします。

令和3年度の介護保険会計の総額は、歳入歳出それぞれ245億7,000万円で、前年度予算に比して1.6%の増でございます。詳細につきましては、議案書②令和3年度予算に関する説明書にて御説明いたします。

議案書②説明書の380, 381ページをお開き願います。

380ページでございます。初めに、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

1款保険料, 1項介護保険料につきましては、前年度比1.3%の増で、65歳以上の方であります第1号被保険者7万2,535人からの納付を見込んでございます。

次に、ページの一番下の欄, 3款国庫支出金, 1項国庫負担金につきましては、前年度比1.3%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の20%, また、施設給付費の15%を国の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、382, 383ページをお願いいたします。

2項国庫補助金につきましては、前年度比4.2%の増で、1目調整交付金は保険給付費の5%相当額を、2目地域支援事業費交付金につきましては介護予防事業費の25%, 包括的支援・任意事業費の38.5%を国の法定負担分として見込むものでございます。また、3目総務費国庫補助金は、介護報酬改定等に伴いますシステム改修費の補助でございます。4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険者努力支援交付金につきましては、保険者でございます行政の自立支援, 介護重度化防止等の取組を支援するための交付金でございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金につきましては、前年度比1.5%の増で、介護給付費及び介護予防事業費のいずれも27%分について、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されます40歳以上65歳未満の方である第2号被保険者の法定負担分として見込むものでございます。

ページを返していただきまして、384, 385ページをお願いいたします。

5款県支出金, 1項県負担金につきましては、前年度比1.6%の増で、介護給付費のうち居宅給付費の12.5%, 施設給付費の17.5%を県の法定負担分として見込むものでございます。

次に、2項県補助金につきましては、前年度比2.9%の増で、介護予防事業費の12.5%, 包括的支援・任意事業費の19.25%を県補助として見込むものでございます。

ページの一番下の欄でございます。7款繰入金, 1項一般会計繰入金につきましては、前年度比5.8%の増で、次のページに続きますが、保険給付費及び介護予防事業費の12.5%, 包括的支援・任意事業費の19.25%を法に従い一般会計から繰り入れるほか、386, 387ページでございますが、上の説明欄の2段目, 低所得者約2万3,600人の保険料軽減のための繰入金のほかに、職員の人件費, 一般事務費等に繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金につきましては、前年度比26.2%の減で、今議会に提案しております令和2年度介護保険会計の補正により積み立てる基金からの取崩し, 財源としまして補填するものでございます。

歳入の主なものにつきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

ページを2回返していただきまして、390ページ、391ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、前年度比7.4%の増でございます。主なものといたしましては、介護保険課職員の人件費及び事務経費でございます。

ページを返していただきまして、392、393ページをお願いいたします。

3項介護認定費につきましては、前年度比1.6%の増で、要介護認定等のための認定調査、主治医意見書の取得及び認定審査委員会の運営に係る経費でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護給付費につきましては、こちらも次ページに続くものでございますが、前年度比8%の増で、居宅における要介護被保険者に対するサービス給付費でございます。

引き続き、394、395ページをお願いいたします。

下段でございます2項予防給付費につきましては、こちらも次のページに続くものですが、前年度比3.6%の減で、居宅におけます要支援被保険者に対するサービス給付費でございます。

引き続き、396、397ページをお願いいたします。

最下段の4項高額介護給付費につきましては、前年度比21.6%の減で、介護保険サービスの利用時の自己負担額が収入に応じた上限を超えた場合に給付するものでございます。

ページを返していただきまして、398、399ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護給付費につきましては、前年度比14.2%の減で、介護保険と医療保険のサービス利用時の自己負担額の合算合計額が収入に応じた上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、6項特定入所者介護給付費につきましては、前年度比17.9%の減で、こちら短期入所を含みます施設入所者に対する食費及び居住費の負担軽減のための給付費でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援事業費につきましては、こちらも次のページに続きますが、前年度比4.3%の増で、主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る人件費、要支援被保険者に対する訪問介護及び通所介護相当サービスのほか、要支援認定者に係るケアプラン作成経費でございます。

引き続き、400ページ、401ページをお願いいたします。

下段の2項一般介護予防事業費につきましては、前年度比1.2%の減で、主なものといたしましては、元気アップ・ステップ運動教室及びシルバーリハビリ体操教室等の介護予防事業に係る事務経費でございます。

ページを返していただきまして、402、403ページをお願いいたします。

2段目、3項包括的支援・任意事業費につきましては、前年度比2%の増で、1目包括的支援事業費としましては、地域包括支援センターの運営経費のほか、日常生活におけます生活支援サービスの担い手の養成や認知症に対する早期の支援体制の構築を図るものでございます。

ページを返していただきまして、404、405ページをお願いいたします。

2目任意事業費につきましては、家族介護支援、介護給付費適正化等の事業に要する経費でございます。

歳出の主なものにつきましては以上でございますが、408ページから417ページにかけては、給

与費明細書となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算について、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、議案書①の243ページをお開き願います。

市議会議案第40号 令和3年度水戸市介護サービス事業会計予算について御説明いたします。

歳入歳出の総額はそれぞれ4,750万円で、前年度比2.6%の増でございます。詳細につきましては、議案書②の422ページ、423ページをお開き願います。

歳入の主なものといたしましては、介護予防支援費収入といたしまして、介護報酬の収入を見込んでおります。

歳出につきましては、ページを返していただきまして、424ページ、425ページをお開き願います。

指定介護予防支援事業費といたしまして、要支援者に対しますケアプラン作成等に係る委託料経費を見込んでおります。

なお、426ページ、427ページにつきましては給与費明細書となっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 それでは、議案書①の245ページをお開き願います。

市議会議案第41号 令和3年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を前年度比4.5%増の40億7,800万円としております。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

初めに、歳入について主なものを御説明いたします。

議案書②の432、433ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収、納付書等で納める普通徴収を合わせた保険料の収納額で、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、前年度比4.0%の増となっております。

3款1項一般会計繰入金は、前年度比6.8%の増でございます。後期高齢者医療に係る事務費及び低所得者に対する保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

436、437ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度比9.9%の増となっております。内容は、職員給与費及び事務費等でございます。増額の主な要因といたしましては、給与費等の増のほか、被保険者の増に伴う保険証等の郵送料の増加によるものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比4.5%の増でございます。主な内容としたし

ましては、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び低所得者に対する保険料の軽減分を補填するための保険基盤安定納付金でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第42号 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、議案書①の247ページをお開き願います。

市議会議案第42号 令和3年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算につきまして御説明申し上げます。

本会計につきましては中核市移行に伴い、茨城県から移譲された貸付事業を実施するに当たりまして、今年度新たに設置した特別会計となっております。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ令和2年度と同額の1,400万円としてございます。内容につきましては、議案書②の予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書②の454, 455ページをお開き願います。

歳入の主な内容でございます。

3款1項1目母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入につきましては、貸付金の償還に係る元金収入及び利子収入からなり、前年度比3.4%の増で見込んでございます。

2項1目雑入は、滞納額の返済時に確定する違約金でございます。実態に応じ前年度比76%の減で見込んでおります。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、456, 457ページをお開き願います。

1款1項1目母子父子寡婦福祉資金費は、対前年度比4.7%の減となっております。内訳は、貸付け対象者への貸付金、継続1件、新規11件を見込むほか、システム保守等の事務経費などをとっております。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第10款（教育費）について、執行部から順次説明を願います。

○平澤障害福祉課長 それでは、議案書⑥、5ページをお開き願います。

市議会議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、議案書⑦令和2年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

議案書⑦、16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費の障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付費等に要する経費でございますが、各種サービスの利用者の増加等に伴い所要見込額も伸びていることから、必要額を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○野口高齢福祉課長 続きまして、3目高齢福祉費につきましては、高齢者施設利用者の水害時における避難手段の確保等を目的とした改修工事に係る費用を補助するため、所要額の補正を行うものでございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の障害児福祉経費につきましては、障害児の児童発達支援や放課後等デイサービスなどの給付費に要する経費でございますが、各種サービスの利用者の増加に伴い所要見込額も伸びていることから、必要額を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、3目保育所費について御説明いたします。

保育所費につきましては、民間保育所等におけるICT化推進事業といたしまして、保育対策総合支援事業補助金を活用いたしまして民間保育所と地域型保育事業への保育支援システムの導入や、翻訳機の購入に係る経費2,681万4,000円を増額補正するものでございます。

○小林保健総務課長 続きまして、18,19ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健所費、4目母子保健費につきましては、産前産後支援経費におきまして不妊治療に係る補助の拡充を図るものでございまして、2回目以降の治療に対する補助額の増額、所得制限の撤廃等に伴い1億9,950万円の増額補正措置を講じてまいるのでございます。

以上でございます。

○湯澤総合教育研究所副所長 続きまして、24,25ページをお開き願います。

第10款教育費、1項教育総務費、3目総合教育研究所費につきましては、英語指導に要する会計年度任用職員給与費について、本年度採用の英語指導助手の雇用開始が入国制限により来日が遅れ12月以降になったことや、採用を辞退する者があったことから、減額補正を行うものでございます。

○和田学校施設課長 続きまして、2項小学校費、1目小学校管理費につきましては、総額1,000万円の寄附の受領に伴い、そのうち440万円を小学校管理費として増額補正するものでございます。寄附の趣旨を踏まえまして、小中学校に対して図書や楽器の購入費等にこの寄附を充当いたしまして、児童、生徒の学習環境の充実を図るものでございます。

続きまして、3目小学校建設費につきましては、25ページ、説明欄にございます1つ目の丸、小学校施設設備整備事業費につきましては、小学校の給食室、空調設備設置に係る工事費について国の令和2年度補正予算を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。また、3つ目の丸以降の吉田小学校長寿命化改良事業費（2期）、酒門小学校長寿命化改良事業費（1期）、三の丸小学校屋内運動場長寿命化改良事業費、酒門小学校長寿命化改良事業費（2期）、渡里小学校長寿命化改良事業費につきましても、国の令和2年度補正予算を活用して整備を実施する等の理由により、増額補正を行うものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費につきましては、総額1,000万円の寄附金の受領に伴い、さきに御説明いたしました2項小学校費、1目小学校管理費の増額補正対象額440万円を除いた560万円を中学校管理費として増額補正し、寄附の趣旨を踏まえまして、図書や楽器の購入費等に充当するものでございます。

続きまして、3目中学校建設費につきましては、トイレ洋式化に係る大規模改造工事費について、国の令

和2年度補正予算を活用して整備を実施するため、増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、4項幼稚園費、3目私立幼稚園費について御説明いたします。私立幼稚園運営経費につきまして、私立幼稚園に給付する施設型給付の不足により4,500万円の増額補正を行うものでございます。私立幼稚園の施設型給付の増加の主な要因といたしましては、毎年度の公定価格の見直しにより単価が増加するものと、保育の必要のない1号認定の園児が、当初より見込みが少なくなっていることにあわせまして、反対に保育の必要のある2号認定の園児が見込みより多くなったものでございます。公定価格につきましては、1号認定より2号認定のほうが高く設定しておりまして、公定価格の安い1号認定が減少し、公定価格の高い2号認定が増加したことで、給付費が増加しております。

説明は以上でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、34ページ、35ページをお開きください

継続費の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書について御説明いたします。

10款教育費、2項小学校費、3目小学校建設費の吉田小学校長寿命化改良事業（2期）及び酒門小学校長寿命化改良事業（1期）につきましては、請負契約額の決定に伴いまして減額補正を行うものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

酒門小学校長寿命化改良事業（2期）及び渡里小学校長寿命化改良事業につきましては、当初、令和3年度からの継続事業を予定しておりましたが、国の令和2年度補正予算を活用いたしまして増額補正をするため、令和2年度から3か年の継続事業として、調書のとおり計上するものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 恐れ入ります、議案書⑥の25ページをお開き願います。

26ページでございます。市議会議案第53号 令和2年度水戸市介護保険会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,500万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を248億1,573万3,000円とするものでございます。なお、本議案につきましては、議案第27号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例で御説明差し上げました介護保険料率の改定にあわせまして、市民負担となる保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金への積立てについて補正措置を講じるものでございます。

詳細につきましては、議案書⑦令和2年度補正予算に関する説明書で御説明いたします。

議案書⑦の72ページ、73ページをお開き願います。

まず、72ページ、歳入でございます。8款1項1目繰越金につきましては、前年度剰余繰越金を基金に

積み立てる財源に充てるものでございます。

次に、歳出、4款1項1目基金積立金につきましては、基金へ積立てを行うため補正をするものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第56号 財産の取得について（学校教育用大型提示装置）について、執行部から説明願います。

和田課長。

○和田学校施設課長 それでは、令和3年3月17日追加提案の議案書をお開きください。

市議会議案第56号 財産の取得につきまして御説明いたします。

本件につきましては、2月16日に開催されました令和3年第1回市議会臨時会において議決をいただきました補正予算のうち学校教育用大型提示装置として、次により取得するものでございます。

1の動産の表示につきましては、学校教育用大型提示装置650台。

2の取得価格につきましては、6,705万9,850円。

3の契約の相手方につきましては、群馬県高崎市栄町1番1号、株式会社ヤマダ電機、代表取締役、三嶋恒夫でございます。

別紙で配付させていただいております学校施設課提出の資料において、2ページ以降に仕様書、5ページに入札調書を添付してございます。後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時 4分 散会